

○ふじみ衛生組合行政不服審査会条例 施行規則

(平成28年7月7日)
(規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ衛生組合行政不服審査会条例（平成28年ふじみ衛生組合条例第1号。以下「条例」という。）第10条の規定により、ふじみ衛生組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集通知)

第2条 会長は、条例第7条の規定に基づき審査会を招集しようとするときは、日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知しなければならない。

(会議録の作成保存)

第3条 審査会の会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。